

利用分量割戻し金について

1. 割戻し対象者

2021年10月31日現在在籍組合員

2. 割戻し対象事業

第32期分の供給事業（物資販売、カード利用等）、保険・共済事業等のうち

- A. 物資販売 : 指定店販売（現金供給を除く）・通信販売
- B. カード利用等 : ガソリン利用・生協カード利用（イオンカード利用の割戻し対象は国内のショッピングに限る）
- C. 保険・共済等 : 各種保険・共済関係

3. 割戻し金

- A. 物資販売 : 利用金額1,000円（千円未満切捨）につき 9.3円（10銭未満切捨）
- B. カード利用等 : 利用金額1,000円（千円未満切捨）につき
 - ・ガソリン利用は 7.5円（10銭未満切捨）
 - ・生協カード利用は 4.9円（10銭未満切捨）
- C. 保険・共済等 : 取扱金額1,000円（千円未満切捨）につき 1.9円（10銭未満切捨）

4. その他の事項

- (1) 割戻し金は、過去の出資預り金と今回の割戻し金とを合算した合計額が5,000円に達した分は、各自の出資金に振り替えます。
なお、5,000円に未達分は、出資預り金として個人単位に管理します。
- (2) 支所および分所（必要な個所）には「割戻し金支払明細書」を、組合員（対象者全員）には「割戻し金通知書」をそれぞれ送付します。
- (3) 実施時期は2021年11月を予定しています。
- (4) 割戻しの方法は次のとおりです。
 - ①割戻し金の全額を出資預り金に振り替えますが、過去の出資預り金と当該年度の割戻し金を合算した合計額が、5,000円を超えて出資金に振替えられた口数を限度として、1口単位で割戻しを行うことができるものとします。
その際、割戻しを希望する場合は、所定の様式により期限内に東北電力生協まで申し込むものとします。
 - ②現金で割戻しができる金額は、当該年度に振り替えられた口数を限度とすることから、過年度分については現金での割戻しはできないものとします。
 - ③出資金の割戻しは振込によります。
 - ④出資金の割戻しに係わる振込手数料は、当該組合員の負担とします。